



宮原 賢一

第二章 行政書士法の制定過程

請願による法制定活動の経緯（一部抜粋）

[149/164] 70 - 衆 - 本会議 - 31 号 (回) 昭和 12 年 03 月 25 日
第五百九 (特別報告第五一六號) **代書人規則改正の請願** (委員長報告)

[156/164] 76 - 衆 - 本会議 - 23 号 (回) 昭和 16 年 03 月 25 日
第二百九十四 (特別報告第二九五號) **代書人を行政書士と改稱の請願** (委員長報告)

[161/164] 90 - 衆 - 請願委員会 - 14 号 (回) 昭和 21 年 10 月 1 日 (火曜日)
午前十時四十分開議

○小笠原委員長 日程第六 **官僚的事務刷新の請願** 文書表第八七五號——紹介議員
布利秋君

○布委員 本請願の趣旨は、我が國警察署、區役所、町會等に於ける事務處理法が封建的にして且つ頗る煩雜なる爲め、一通の書類提出にも代書人を煩はさざるを得ざるは、社會活動を遲滞せしむることとなり、甚だ遺憾なるに依り、速かに是が刷新を圖られたしと云ふにあるのですが是は斯う云ふ意味になると思ふのです。

詰り警察に行きましても、代書人を通ぜぬと一切書類が運べぬ、區役所に行つても運ばない、町會では先づ代書人がありませぬけれども、それは事務員が教へて呉れるから要らない、是は餘り書式が複雑であるから斯う云ふ結果になりはせぬかと思ふのです。

各國の例を見ますと、書式が單純ですけれども、出來て居るのです、ちやんと活字で打つてある、それで斯う云ふことは此の書類で宜しいと活字で拵へて、それに署名さへすればそれで届が濟む、事務を極めて簡潔にやつて居る、それでもう代書は要らないと云ふ方法を執る爲に、此の方法を考へて戴けないかと云ふ請願の本筋だと思ふ、どうか其の積りで御答へを願ひたい。

○井手政府委員 只今の御請願の趣旨は能く了承致しました、政府の方でも出来るだけ代書人と云ふものはなくても手續が出来るやうに、例へば區役所などでもさう云ふ方針でやつて居ります、唯根本は法令が難しいとか、制度が難しいことだらうと思ひます、其の法令を出来るだけ分り易くするやうに努力して居ります、例へば新憲法を口語體に致しました、是はまだ十分熟して居らないから、却つて分らないと云ふ意見も多少あるやうでありますけれども、政府の側と致しましても、法律など分らぬものは分るやうにしよう、之に基きまして他の一般の法律、勅令、省令に至りますまで口語體でやつて居るのも其の一つの現はれであります。

代書が全部不要と云ふまでには行かないと思ひますが、場合に依つては多少要ると云ふやうな部分もあらうと思ひますが、窓口に相談所と云ふやうなものを設けまして、聽いて貰へば分るやうなことにしよう、さう云ふことを色々の役所に傳へたりして居りますのも、今言はれたやうな趣旨に合はせ

んが爲であります、御趣旨に依りまして出来るだけ実現したいと思ひます。

最近行政運営に付きましても、もつと能率化、簡便化を研究しようと云ふやうな政府の方針でありまして、近くそれに付ての研究を「アメリカ」から使節を迎へてやることになつて居ります、出来るだけ斯う云ふ御趣旨を尊重致して行きたいと思つて居ります。

昭和（戦後）時代・・代書人規則失効による混乱と行政書士条例

昭和 22 年「日本国憲法施行の際 現に効力を有する命令規定の効力に関する法律」によって代書人規則（内務省令）が失効した。これによって代書業務は何人でも行える自由業務となった。

その結果、高額な料金を請求したり、依頼者の実印を悪用するといった悪質業者が多数横行するようになり、こうした社会秩序の混乱を静めるために、多くの都道府県（約 20 府県）が「行政書士条例」を制定し取締りを行うこととなった。

東京都行政書士条例（昭和 23 年 3 月 18 日）

第 1 条 この条例で行政書士というのは他人の嘱託を受け、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明書類に関する書類の作製を業とするものをいう。但し法令に定めのあるものはこの限りではない。

第 16 条 この条例その他法令により許可又は認可を受けないで代書の業を為した者は拘留又は科料に処する。

大阪府行政書士条例（昭和 23 年 8 月 16 日）

第 1 条 この条例で行政書士というのは他人の嘱託を受け、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作製を業とする者をいう。但し法令に別段の定めのあるものはこの限りではない。

第 16 条 この条例その他法令により許可又は認可を受けないで行政書士の業をなした者は、二千元以下の罰金、拘留又は科料に処する。

行田目正重の苦渋と足跡（「行政書士五十年史」日行連より抜粋）

このような状況に心を痛めた行政書士の中に、当時の東京都行政書士会会長であった行田目正重がいた。行田目は「そこで、私は、何としても善良な市民をこうした被害から守らねばならないという思いと、長い歴史をもち、今日まで多くの先輩達が築き上げてきた成果を、終戦による内務省の廃止と同時に自由営業化されたことによって、無に等しくするような事態を是が非でも避けなければなら

いと決意しました。

先輩から私達の手引き継がれてきたこの業務を、私達の時代に社会から消滅させることは、先輩各位に対し、あまつさえ私達を利用してくださった国民の皆さんのためにも何としても食い止め、後世に引き継いでいかなければならないと覚悟を新たにしました。」と述べている。

昭和 23 年末、東京の練馬駅前紀伊国屋において、内閣法制局勤務の植松正、愛知会の加古会長、京都会の小出会長、大阪会の鈴江会長、兵庫会の種本会長、東京会の行田目会長を委員として 2 日間かけて法案起草委員会が開催された。3 日目に法務省へ出向くも、この行政書士法案は法務省民事局長のところで不受理となった。「日本は文化国家であるから行政書士は必要でない。また、行政官庁の窓口の改善を行うことのほうが急務である。」というのが理由であったとされている。

司法省民事局通牒（昭和 22 年 9 月 18 日）・・・出生、結婚、離婚及び死亡について既に定めてある一定様式の届出用紙の有料交付に準じ、他の各種届出書についても事情の許す限り式紙を印刷して低廉に届出者に対して提供し、又は各種届出書の雛形を表口に備え付けて届出人の利用に供し代書人の必要がないようにすること。

（「大阪府行政書士会史」 大阪府行政書士会）

議員立法による法制定活動

こうした結果を受けて、行田目は政府提案ではなく、議員立法による行政書士法制定を目指すことになった。所管である地方行政委員会に行田目と旧知である代議士の中島守利がおり、地方自治体の実情を知り尽くしていた中島は、行政書士法制定に尽力することを約束してくれた。

その後、行田目は地方行政委員の 3 名と共に起草作業に入り、完了後直ちに GHQ などの関係先に配布し、GHQ に何度も呼び出しを受ける度に、繰り返しその必要性（当時も今もアメリカに行政書士制度はなく、全てが弁護士業務であったため、行政書士という職種の存在意義は理解できなかったのだろう。）を説いて回った。

昭和 25 年、第 7 回国会においては成案の決定を見ないまま閉会となり、第 8 回国会においては参議院で審議未了となった。第 9 回国会では審議打ち切りとなり、ようやく昭和 26 年 2 月 10 日、5 年に及ぶ行田目の長く苦しい戦いが実を結び、参議院からの回付案が衆議院本会議において可決成立したのである。

法制定の運動費は、占領下での議員立法の形を取ったため多額となり、当時の金額で 92 万 2415 円を費やし、行田目会長は個人で 63 万 8725 円を負担したという。

（東京都行政書士会五十年史）

*昭和 26 年頃の公務員の初任給（上級職）は 5,500 円、昭和 28 年頃の 14 型白黒テレビは 175,000 円、電気洗濯機は 50,000 円であった。（今の金額に換算すれば、行田目会長は個人で 2000 万円以上も負担したことになる。）

1946	日本国憲法公布	
1947	裁判所法 検察庁法	裁判所から登記手続の分離
1947	「日本国憲法施行の際 現に効力を有する命令規定の効力に関する法律」	これによって代書人規則（内務省令）が失効した。
1948	東京都・大阪府など約 20 府県は「行政書士条例」を制定し、条例によって悪質業者を規制した。	ここで初めて公的に「行政書士」という名称が使用され始める。 都道府県知事の監督下
1949	弁護士法の制定 公証人法の制定	弁護士の完全自治化
1950	(新) 司法書士法 第 1 条 司法書士は、他人の囑託を受けて、その者が裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を代って作成することを業とする 2 司法書士は、前項の書類であっても他の法律において制限されているものについては、その業務を行うことができない。 第 19 条 司法書士でない者は、第 1 条に規定する業務を行ってはならない。但し、他の法律に別段の定めがある場合又は正当な業務に付随して行う場合はこの限りでない。	司法書士法（大正 8 年法律第 48 号）の全部を改正する
1951	行政書士法制定 法律第 4 号昭和 26 年 2 月 22 日 (業務) 第 1 条 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とす 2. 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない	海事代理士法制定 昭和 26 年 3 月 23 日

第1回 国会 治安及び地方制度委員会 第16号 昭和二十二年九月二十二日

まづもつて行政書士法制定に關する請願を議題に供します。これはただいま申し上げました通り第八三號であります。便宜上私からこの提案の理由を紹介議員に代つて申し上げます。

本請願の趣旨の大意は、行政代書人は官公署及び公衆の依託を受けて、行政官公署に提出する書類の作製を業とする行政補助機關であるが、現行代書人規則は大正九年制定のもので實情に合わない、ついでには速やかに行政書士法を制定されたいというのであります。

そこでこの問題は、實際問題なるがゆえに、専門委員會の事務當局をして調査せしめたのであります。この請願の趣旨の行政書士法は司法書士法と關係がありますので、その點との關係と、並びに現行の行政代書人規則の關係を調べたのであります。その關係の調査を命じました崎川書記から草案を朗讀してもらいます。〔書記朗讀〕

＜ 行政書士法 草案 ＞

第一條 この法律において、行政書士とは、他の法令に依ることなく、官公署又は公衆の囑託を受けて左記の書類作製を業とする者をいう。

- 一、官公署へ提出する書類。
- 二、權利義務に關する書類。
- 三、事實證明の書類。

第二條 行政書士は、左の條件を具へなければならぬ。

- 一、日本國民で、民法上の能力者であること。
 - 二、高等學校卒業以上の學力を持ち、行政書士試験に合格していること。
- 行政書士試験に關する事は勅令で定める。

第三條 左の各號の一に當るものは行政書士たるを得ない。

- 一、禁錮以上の刑罰を受けたもの。
- 二、破産者で復權していないもの。
- 三、行政書士の業務禁止の處分を受けたもの。

第四條 行政書士は、行政書士名簿に登録せられなければならない。行政書士名簿は内務大臣が保管する。

第五條 行政書士は、内務大臣の監督を受ける。

第六條 行政書士は、内務大臣の定める報酬を受ける。

第七條 行政書士は、相當の事由がなくしては、囑託を拒むことが出来ない。

第八條 行政書士は、左記各號の行為をしてはならない。

- 一、所定の報酬以外の金圓を要求すること。
- 二、法令の規定に依らず他人の訴願、訴訟の代理鑑定をすること。
- 三、囑託せられた事項に就き利害反する者の為め代書をする事。

四、業務上知つた他人の秘密を漏らすこと。

五、書類の紙数を増加する目的で故らに文句を冗長にしたり必要以外の書類を作ること。

第九條 行政書士が前條の業務上の義務に反したときは、内務大臣又は地方長官が左の處分をする。

一、業務の停止。

二、業務の禁止。

三、百圓以下の科料。

非訟事件手續法第二百八條の規定は前項の科料の處分に準用する。

第十條 行政書士は、都道府縣毎に行政書士會を設立し、之れを統轄の爲め、日本行政書士聯合會を結成せねばならぬ。

第十一條 行政書士會及日本行政書士聯合會は之れを法人とする。

行政書士會は官公署の囑託を受け書類作製に關する公務を補助することが出来る。

其他行政書士會に關する規定は之れを内務大臣が定める。

第十二條 行政書士は行政書士會に加入した後でなければ、業務を行ふことが出来ない。

第十三條 行政書士の資格なくして、行政書士の業務を行うた者は六月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第十四條 行政書士の資格あるも其の登録を受けず行政書士の業務を行う者は、二十圓以下の科料に處する。

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の科料に付準用する。

附 則

本法施行の期日は勅令を以て定める。現在代書人は本法施行の日より三月以内に行政書士名簿に登録を出願したときは、試験を要せずして行政書士たることが出来る。

大正九年十一月二十五日内務省令第四十號代書人規則は此の法律施行の日より廢止する。

○坂東委員長 今朗讀したのは草案であります。これに關しまして政府の御意見を簡單に拜聽いたします。

○鈴木説明員 行政書士法を制定せよという趣旨の請願につきまして、政府のただいま考えておりますことをお答え申し上げます。行政書士につきましては、從來内務省令が出ておりまして、これにより一つの警察上の取締りといたしまして、所要の取締りを行つておつたわけではありますが、新憲法実行後におきまして、そういうようなことを一つの警察的な見地から取締るといふことは、いかがであろうかというふうにかゝり考へまして、今日は警察部の系統からはずしまして、内務部地方事務所の系統で必要な制限、統制をいたしておるのであります。

しかしながらその根據は、從來からあります内務省令でありまして、この内務省令は、やはり今年十二月までは一應法律としての效力を有しておりますので、目下その内務省令を基礎にいたし

まして、府縣知事が内務部地方事務所の系統において、これを取締つておる次第であります。

しかし將來の問題として考えますと、かような形體は適當でございません。

やはり何らかそこにしつかりした法律的の根據をもつた國家的な制度をつくることが必要ではないかと考えております。ただこの場合に、國がかような制度をつくりまして、その運営にあたることがよろしいかそれとも府縣に移讓いたしまして、府縣がある統一的な基準に基きまして、府縣の一つの仕事としてかような制限統制をする。こういうことが適當であるか、この二つのいずれか選ばなければならぬと思うのでありますが、かような點は、なおとくと研究をいたしまして、しかるべく善處いたしたいと考えておる次第であります。

○坂東委員長 お諮りいたします。この請願につきましては政府は別に反對でなくして、研究をする。なお、また議會におきましても相當研究の必要がありますから、請願の趣旨はこれを採擇することに御異議はありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは御異議ないものと認めまして、請願は採擇せられました。

[203/240] 第 10 回 - 衆議院本會議 - 11 号 昭和二十六年二月十日 (土曜日)

議事日程 第十号 午後一時開議

第一 未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査に関し国際連合に謝意を表明することに関する決議案 (若林義孝君外二十七名提出) (委員会審査省略要求事件)

第二 行政書士法案 (本院提出、参議院回付)

第三 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案 (内閣提出)

第四 厚生保險特別会計法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第五 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長 (幣原喜重郎君) 日程第二、行政書士法案の参議院回付案を議題といたします。

○議長 (幣原喜重郎君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長 (幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

○議長 (佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

行政書士法（昭和26年2月22日 法律第4号）

（巻末資料1参照）

（業務）

第1条 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

（資格）

第2条 第4条の規定による行政書士試験に合格した者は、当該都道府県において行政書士となる資格を有する。

2 左の各号の1に該当する者は、いずれの都道府県においても、行政書士となる資格を有する。

一 弁護士となる資格を有する者

二 弁理士となる資格を有する者

三 公認会計士となる資格を有する者

四 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して8年以上（次条第1号に該当する者にあつては5年以上）になる者

（行政書士試験の受験資格）

第3条 左の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

一 学校教育法による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

二 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

三 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者（中略）

（行政書士でない者の取締）

第19条 行政書士でない者は、業として第1条に規定する業務を行うことができない。但し、他の法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に付随して行う場合は、この限りでない。

2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（罰則）

第21条 第19条第1項の規定に違反した者は、1年以上の懲役又は1万円以下の罰金に処する。